平成２８年（フ）第２０号
福岡県飯塚市目尾1188番地38
債務者　松葉　　淳
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２１号
福岡県飯塚市目尾1188番地38
債務者　久保　裕二
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１７号
福岡県小郡市小郡2277番地、申立時の住所福岡県直方市大字頓野1333番地１　コリーヌアンジュＢ一102号
債務者　山田　勇喜
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１８号
福岡県直方市大字下境1915番地３　屋戸ハイツ103号
債務者　政枝亜弥子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２３号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8540番地３
債務者　児玉　一恵
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２４号
宮城県栗原市瀬峰長者原77番地11　市営長者原南住宅３号
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県洲本市上物部２丁目２番48号　伊勢の森アパート２階６号
債務者　佐藤　雅浩
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
千葉県柏市根戸383番地40
債務者　豊嶋　順子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９４号
千葉県柏市酒井根４丁目９番25号
債務者　安藤　智勇
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９９号
千葉県野田市七光台224番地の９　メルシープラザ２一102
債務者　渡辺　裕亮
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０９号
千葉県柏市北柏３丁目17番地11　ジュネパレス柏第107一101号
債務者　松崎日丸夫
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１２２号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目40番地の３　レオパレスアルシオネ105号
債務者　奥村　久弥
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１３７号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目５番25号（101号）ハイライフシン
債務者　梶原　　学
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６７号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区18棟305号
債務者　栗崎　武夫
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２９６号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番103　大幸東団地907号
債務者　鈴木　文雄
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５１号
名古屋市千種区千種２丁目20番12号　マリオン吹上ビル502号
債務者　玉置　ゆか
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１７号
神戸市長田区林山町７番地の46　内藤文化Ａ１
債務者　奥田　明子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部